

野洲市屋外広告物条例(案)の検討について

1. 屋外広告物条例について

屋外広告物は、屋上看板や立看板など市民生活に溶け込んだものであり、また、統一したルールの基に特色ある景観を創出し、まちづくりの要素として活用されています。しかし一方で、無秩序に設置されたり、汚れ・破損・老朽化した看板などの適正に管理されていない広告物は良好な景観を損なうものになっています。

そのため、屋外広告物の表示掲出にあたって、良好な景観形成等を目的に屋外広告物の設置、維持に係る必要な規制の基準を定めるものです。

2. 独自条例策定の目的と必要性

野洲市は、積極的に良好な景観形成を推進するために平成24年6月に景観行政団体となりました。それに合わせ、同年6月に野洲市景観条例、同年12月に野洲市景観計画を施行し、建築物及び工作物について良好な景観の形成に関する事項を横断的かつ一体的に定めたところです。

しかし、屋外広告物は景観計画において適用除外となる工作物であり、現在は、滋賀県屋外広告物条例を適用しています。

今後の野洲らしい良好な景観形成を図るために、また景観計画で定めた野洲市独自の景観重点地区における良好な景観まちづくりを推進していくため、屋外広告物にも本市の景観形成に合わせた規制・誘導が必要です。

3. 期待される効果

①景観計画と一体的な規制・誘導を行うことにより、野洲市景観形成方針に沿った野洲市独自のまちなみを創出することができます。

～景観の将来像～

『おおぞらのまち野洲 つながるふるさとの景観』

～景観形成に向けての基本方針～

- ・ 自然、田園、歴史、文化が調和した野洲らしい景観の保全
- ・ 市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出
- ・ うるおいある景観の再生
- ・ 市民・事業者・公共との協働による景観の形成

- ②屋外広告物について、市内業者や市民などへ広く周知するきっかけとなり、景観に対する意識の高揚につながります。
- ③無許可物件や許可基準に適合しない広告物に対し、指導等を行う機会となり、良好な景観まちづくりが進みます。

4. 野洲市の現状（平成 25 年 6 月現在）

平成 21 年 4 月に、滋賀県より屋外広告物事務処理権限の委譲を受けて、「滋賀県屋外広告物条例」を適用し、許可事務を野洲市で行っています。

なお、「野洲市屋外広告物規則(平成 21 年野洲市規則第 8 号)」を定めて運用しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
許可件数	74 件	81 件	86 件	100 件
手数料	636,690 円	1,109,120 円	717,070 円	1,081,550 円

5. 野洲市屋外広告物条例（案）の検討方向について

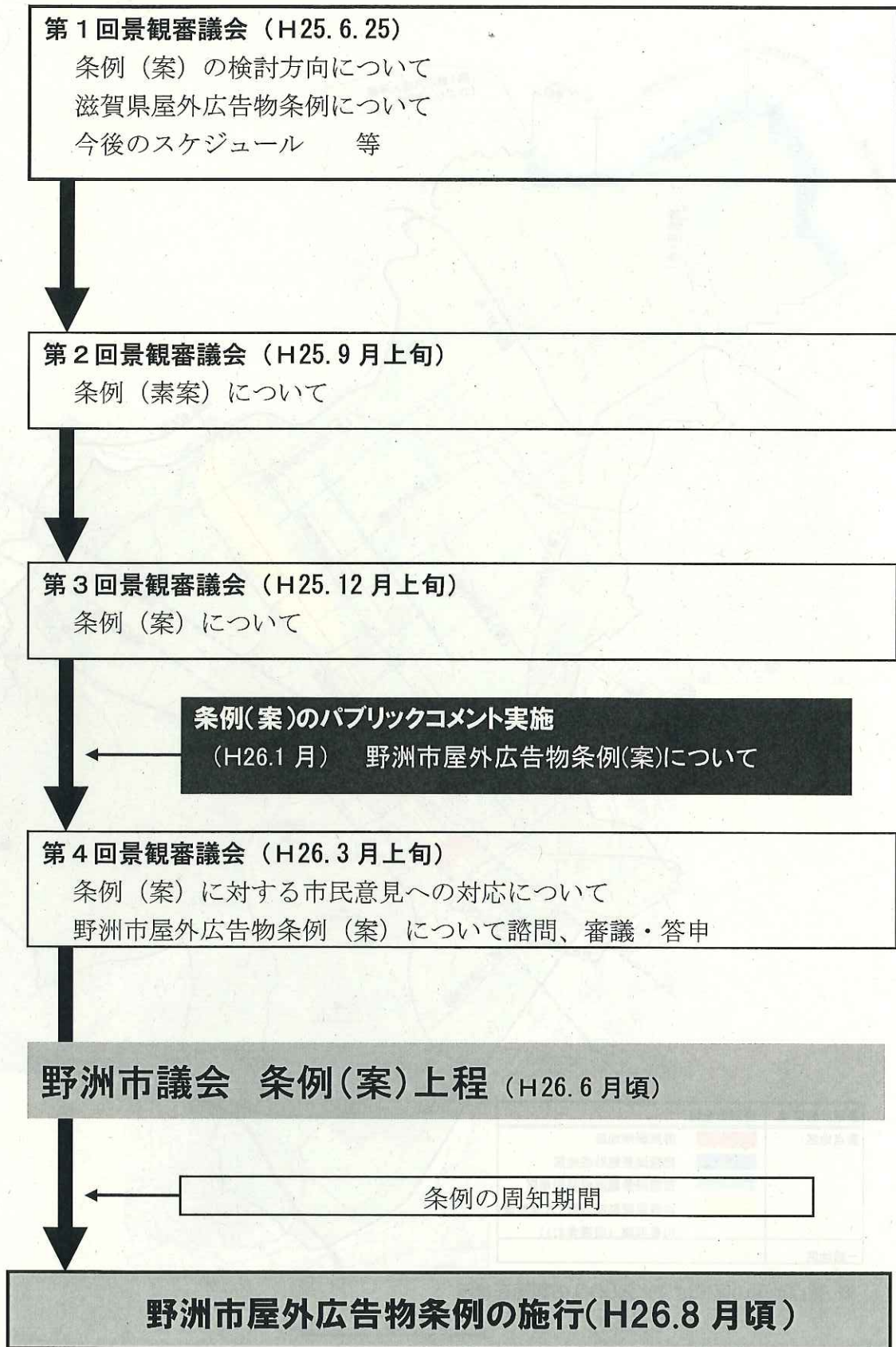
<条例>

- ①現在適用している滋賀県屋外広告物条例を土台としながらも、市内の屋外広告物の現状課題の解決に向け、また、魅力ある良好な景観の誘導に有効なものとなるよう野洲市屋外広告物条例(案)を構築する。
- ②野洲市景観計画との整合を図る上で、景観計画で定めた景観重点地区について、独自の規制を設けることを検討する。
- ③違反広告物に対し、今後、適切な対処が行えるように条文を追加する。
検討の一つとして、「違反広告物である旨の表示」、「略式の代執行手続き」を追加する。

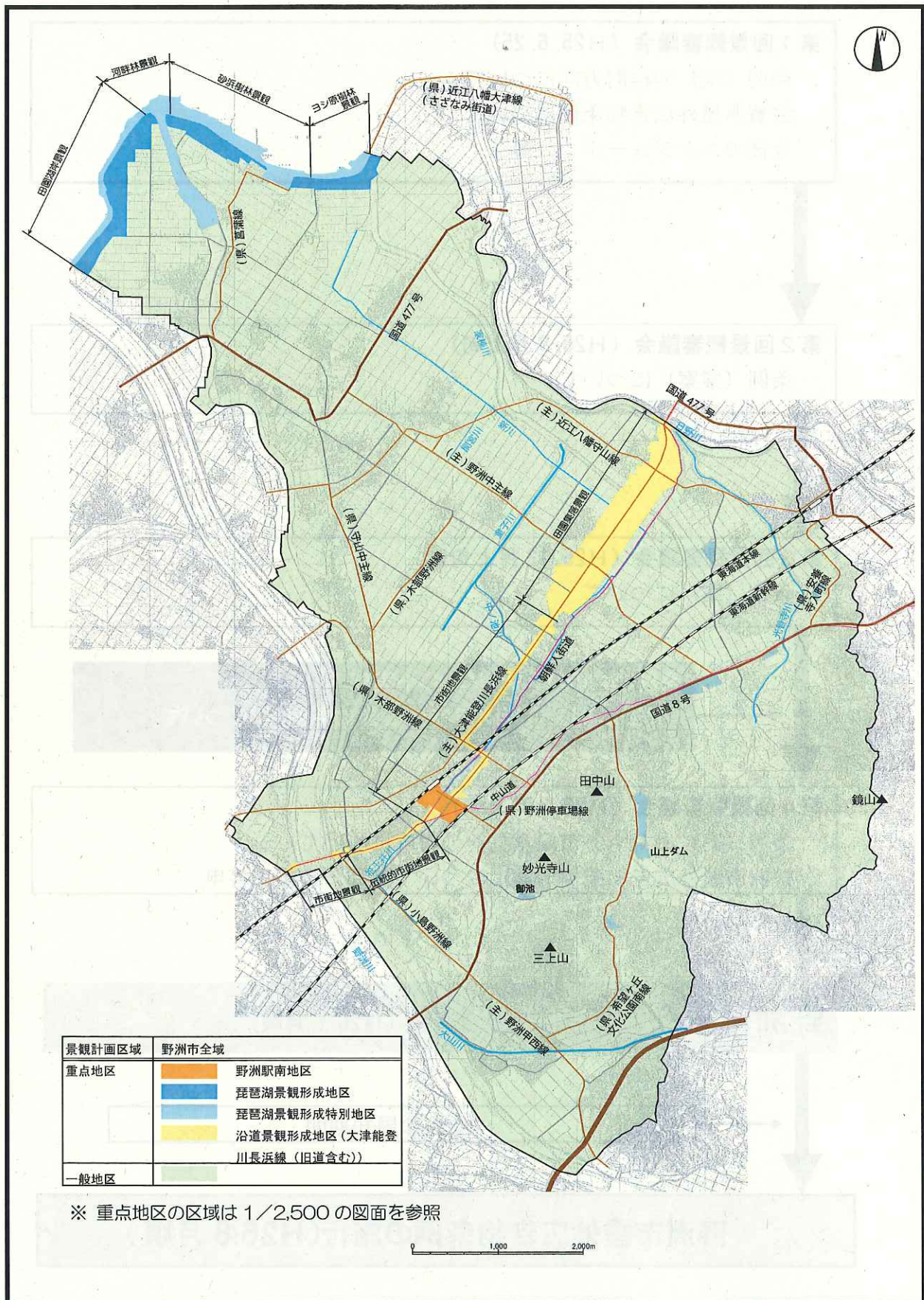
<規則>

- ④野洲市屋外広告物規則(平成 21 年野洲市規則第 8 号)の一部改正を行い、詳細な規制を定める。

6. 野洲市屋外広告物条例（案）スケジュール予定



7. 野洲市景観計画概要図



『景観重点地区に係る滋賀県屋外広告物条例による規制』

○ : 設置可能。但し条件について右記
 × : 設置不可。

滋賀県屋外広告物条例による地域区分と規制概要	
重点地区	<p>① 琵琶湖景観形成地区 (琵琶湖景観形成特別地区含む)</p> <p>『禁止地域』 【A】 自家用広告物 : 合計15㎡以下 ・ 屋上 : × ・ 壁面 : ○ 「表示面積 ≤ 壁面面積の1/4」 ・ 野立 : ○ 「高さ10m以下、幅4.5m以下」 【B】 非自家用広告物 : × 【C】 案内図板 : ○ 「面積3㎡以下、地上高4.5m以下」</p>
	<p>② 沿道景観形成地区 (大津能登川長浜線(旧道含む))</p> <p>『許可地域』 【A】 自家用広告物 ・ 屋上 : ○ 「広告物の高さ ≤ 建物の高さ×2/3 且つ (住居系地域) 高さ10m以下、(非住居系地域) 高さ20m以下」 ・ 壁面 : ○ 「(住居系地域) 表示面積 ≤ 壁面面積×1/3 (非住居系地域) 表示面積 ≤ 壁面面積×1/2」 ・ 野立 : ○ 「(住居系地域) 高さ10m以下、(非住居系地域) 高さ20m以下」 【B】 非自家用広告物 ・ 屋上 : ○ 「広告物の高さ ≤ 建物の高さ×1/2 且つ (住居系地域) 高さ5m以下、(非住居系地域) 高さ10m以下」 ・ 壁面 : ○ 「(住居系地域) 表示面積 ≤ 壁面面積×1/3 (非住居系地域) 表示面積 ≤ 壁面面積×1/2」 ・ 野立 : × (※) 【C】 案内図板 ・ 屋上 : ○ 「非自家用広告物と同内容」 ・ 壁面 : ○ 「非自家用広告物と同内容」 ・ 野立 : ○ 「面積5㎡以下、高さ4.5m以下、相互距離規制有り」 (※) 指定道路から30m以内には非自家用野立広告物は設置できない。 県道大津能登川長浜線が指定道路に指定されている。</p>
	<p>③ 野洲駅南地区</p> <p>『許可地域』 【A】 自家用広告物 : ○ 「②と同内容」 【B】 非自家用広告物 ・ 屋上 : ○ 「②と同内容」 ・ 壁面 : ○ 「②と同内容」 ・ 野立 : ○ 「(住居系地域) 高さ10m以下、(非住居系地域) 高さ20m以下」 【C】 案内図板 : ○ 「非自家用広告物と同内容」</p>
④ 一般地区 (重点地区を除く野洲市全域)	<p>風致地区・ 第一種低層住居 専用地域</p> <p>『禁止地域』 【A】 自家用広告物 : 合計15㎡以下 ・ 屋上 : ○ 「広告物の高さ(h) ≤ (建物の高さ+h)×2/3 ≤ 3m」 ・ 壁面 : ○ 「表示面積 ≤ 壁面面積の1/3」 ・ 野立 : ○ 「高さ10m以下」 【B】 非自家用広告物 : × 【C】 案内図板 : ○ 「面積5㎡以下、地上高4.5m以下」</p>
	<p>上記以外の地域</p> <p>『許可地域』 ③と同内容</p>